



様式第4号(第3条関係)

非公開決定通知書

太防発第15号
令和4年2月10日



常陸太田市長 宮田 達夫 印



令和4年1月28日付けで請求のありました情報の公開については、次のとおり公開しないことと決定しましたので、常陸太田市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

請求の内容	1 閲覧 2 視聴 ③ 写しの交付(□ 郵送希望)
請求のあった情報の件名	「東海第二地域原子力防災協議会作業部会」(第3回から第10回)に市職員が出席した際、会議で討議された内容を常陸太田市に報告した文書、及び会議内容を記録したメモ等で所有しているもの全て
公開しない理由	公開請求に係る情報を保有していないため
所管課等	常陸太田市総務部防災対策課 (電話番号 0294-72-3111 内線352)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に常陸太田市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、前項の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、常陸太田市を被告として(訴訟において市を代表する者は常陸太田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。